

平成 22 年 2 月

国際電波法規 7 版 (平成 21 年 4 月 15 日発行)

補正表・正誤表

頁		旧	新 (変更箇所)
42	15.1 (下 11 行目)	例外	場合
44	15.19 (下 14 行目)	憲章、条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた管理機関、局又は検査官から各自の主管庁に報告する。	憲章、条約又は無線通信規則の違反を認めた管理機関、局又は検査官は、この違反についてそれぞれの主管庁に報告する。
105	47.23 (下 1・2 行目)	長期 短期	遠距離区域 近距離区域
147 ・ 148	付録第 16 号 (下 1 行目) (下 1 1 行目)	主官庁	主管庁